

(市長記者会見資料)

平成26年7月16日

京 都 市

都 市 計 画 局

都市景観部景観政策課

電話 2 2 2 - 3 3 9 7

景観の総点検を実施し、
京都の景観を守ります！

歴史的景観の保全に関する検証事業について

～世界のひとびとを魅了し続ける京都の景観づくり～

本市では、昭和47年に全国に先駆けて美観地区等を活用した市街地景観条例を制定するなど、様々な制度を駆使し、景観の保全・再生に努めてきました。

平成6年に「古都京都の文化財」が世界遺産に登録されたことを契機として、平成8年には美観地区、風致地区等の指定範囲を大幅に拡大しています。

さらに、平成19年からは、50年後、100年後も京都が京都であり続けるため、建築物の高さや屋外広告物規制の見直しなどを柱とする「新景観政策」を進めています。

この度、世界に誇る京都の優れた景観の保全を、更に強力に推進し、京都の景観上、重要な要素となる世界遺産、寺社や近代建築物等とその周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観を保全するために、必要な措置を具体化する、「歴史的景観の保全に関する検証事業」を開始しますので、お知らせします。

今年度は、現地調査を含む詳細調査によって課題を整理するとともに、有識者への意見聴取を行い、保全措置案を取りまとめます。

1 歴史的景観の保全に関する調査等

(1) 京都の景観において重要な要素とその周辺の総点検

世界遺産を含む61エリア※を対象に景観に関する詳細調査を実施

※ (別紙1)調査候補地リスト及び(別紙2)地図参照)

<主な調査エリアの概要>

- ・世界遺産【銀閣寺，上賀茂神社等】
- ・眺望景観創生条例(※1)で定めた重要な視点場【京都御所，修学院離宮，桂離宮等】
- ・大規模な寺社とその周辺等【建仁寺，東福寺，南禅寺，伏見稻荷大社等】

(2) 景観重要建造物(※2)等への指定候補リストの作成

寺社及び近代建築物等(約1,000箇所)を調査し、景観法に基づく景観重要建造物等への指定候補リストを作成

<調査建築物の概要>

- ・市街地内の寺社 約650箇所
- ・戦前に建築されたレンガ造等の近代建築物 約350箇所

(3) 課題の整理と対応策の検討

(1)，(2)の調査で判明した課題を整理し、景観規制の見直し等、課題に応じたきめ細かな対応策を検討

※1 眺望景観創生条例

京都の優れた眺めを保全するため、平成19年に制定しました。市内38箇所の優れた眺めを阻害しないよう、建築物の高さを規制するほか、視点場から視認される建築物の形態、意匠、色彩についての基準を定めています。

※2 景観重要建造物への指定

景観法に基づき、京都の景観を形成するうえで重要な構成要素となる建造物について、市長が建造物の所有者の意見を聞いて指定を行う制度です。

指定を受けた建造物には、現状変更の制限等が課されますが、建造物の外観の修理・修景に係る支援制度等が活用できます。

現在、市内では京町家等、66件の建造物を指定しています。

2 「京都市歴史的景観の保全に関する検討会」の開催

(1) 開催概要

歴史的景観の保全に関する調査対象や方法、課題の抽出、対応策等について、多様な観点から意見聴取を行う。

8月に第1回の検討会を開催予定（年度内に6回程度開催）

(2) 委員候補（五十音順）

氏名	職名・肩書き	備考
いたや なおこ 板谷 直子	立命館大学准教授	建築
おおば てつはる 大庭 哲治	京都大学大学院助教	土木
こうら ひさこ 小浦 久子	大阪大学大学院准教授	都市計画
しみず しげあつ 清水 重敦	京都工芸繊維大学准教授	文化財
ふかまち かつえ 深町 加津枝	京都大学大学院准教授	緑地環境
まつやま だいこう 松山 大耕	妙心寺塔頭退蔵院副住職	文化
むねた よしふみ 宗田 好史	京都府立大学教授	まちづくり
もんない てるゆき 門内 輝行	京都大学大学院教授	景観

3 今後のスケジュール

平成26年度 課題の抽出と各課題に対する対応策、保全措置（案）の取りまとめ

平成27年度 保全措置の実現に向けた制度の具体化

平成28年度 制度実施に必要な諸手続を実施